

学校事務センターだより

<http://www.kameyama-mie.jp/kblog/kameyama-jimu/>

NO. 179

April 2020

毎月5日発行

亀山市学校事務センター

慌ただしい毎日が続いてますが、学校事務センターも新年度業務を開始しました
教職員のためになる『学校事務センターだより』を目指して発行してまいりますので、ぜひご一読ください

令和2年度 学校事務センター経営方針 (案)

1 経営方針

新しい時代にふさわしい学校づくりを支援できる、開かれた学校事務センター

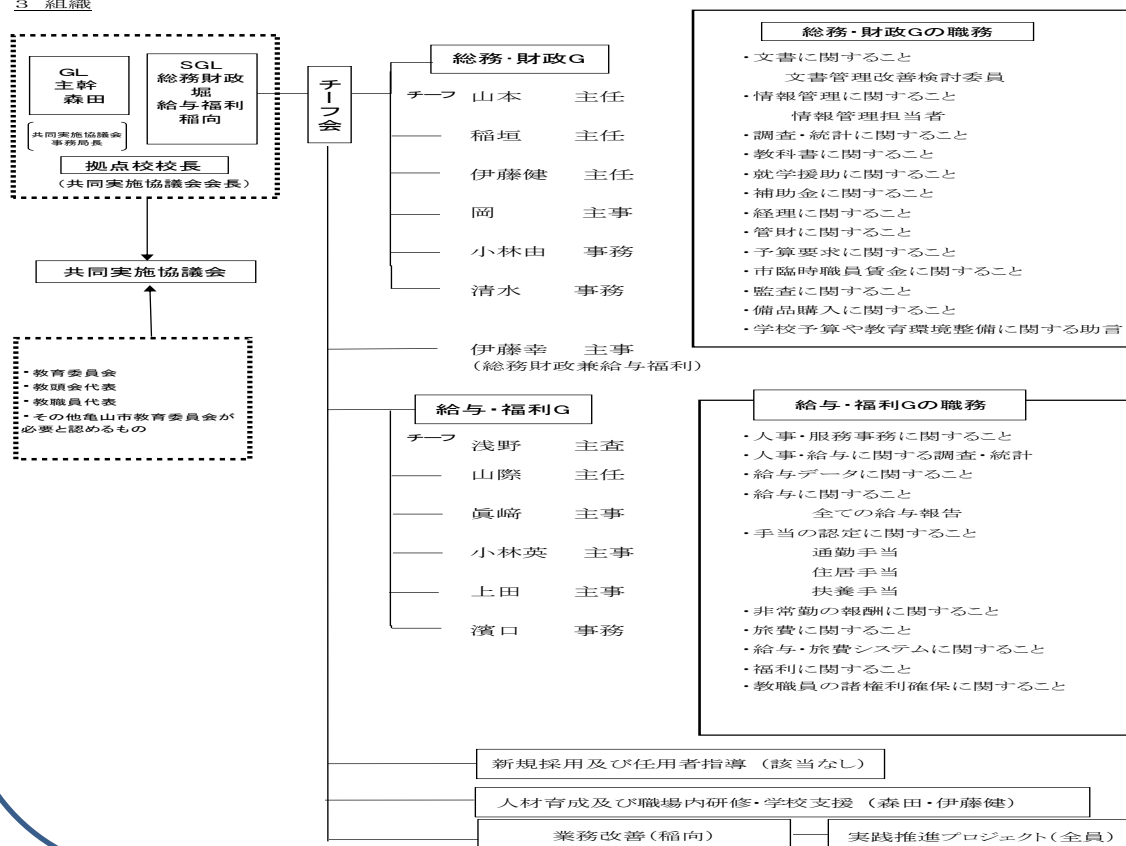
＝重点目標＝

事務業務を精選させ、教育目標達成や学校の教育活動を支援する取組の拡大と機能強化を目指す
学校・教職員・関係機関等に活用してもらえ、開かれた学校事務センターのあり方を考える

2 具体的取り組み

各校の課題検討会を定期的に関き、新学習指導要領や教育課程と学校の特色に対応した事務の提供に取り組む
各校の特色ある教育に寄与するための時間を生み出すため、学校事務センターから各校へ出向いての支援を推進する
教職員とともに「学校のため・子どもたちのため」の視点で新たな協働業務を検討し、取り組みを試行する
世代交代を見据えた人材育成やマネジメント能力の向上とともに、全員が亀山市全体の事務部門を統括できる力を育むことを目指す

3 組織



令和2年度は1名増の16名で、亀山市の子供たちの学びの環境づくりの向上を目指し頑張っております

お知らせ (人事異動対象者のみ)

現在、異動者の給与情報や個人カルテ等の入れ替え等を行なっています。

4月分給与では、管理職手当・教職調整額・住居手当が正しく支給されているか、ご自身でもご確認ください
通勤手当は認定途中のため、5月分給与にて4月に遡り支給処理します

新規採用及び講師等と正規職員の新規認定については、すべての手当を5月分にて4月に遡り支給します

なお、扶養及び住居手当の証拠書類は4/15以内でないと4月から支給されませんのでご注意ください

学校事務に関するお問い合わせや相談ごと …… 亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177 FAX 82-2766

